

第2節 被害情報等の収集伝達

第1項	被害情報の収集と被害規模の早期把握	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第2項	被害情報の伝達・報告	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第3項	被害情報の報告基準	<input type="checkbox"/> 各班	
第4項	通信計画	<input type="checkbox"/> 総括班	

【基本方針】

東日本大震災は大津波や震度7に達する強烈な地震と大津波により、ライフラインが途絶し、また各行政機関も被災したため、迅速な防災初動体制が立ち上げられず、発災後約1週間は多くの住民が厳しい被災生活を余儀なくされた。このような大地震が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

災害対策本部並びに関係機関は、このような東日本大震災等の災害教訓を踏まえ、時間の経過とともに刻々と変化する災害情報を相互が連絡を取りつつ共有することの重要性を改めて認識し、自助・共助・公助の考えに基づいて連携協力し、的確かつ効果的な初動応急対策を実施するため、以下の事項について災害に関する情報の収集・伝達を迅速に行うこととする。

第1項 被害情報の収集と被害規模の早期把握

1. 地震被害情報の収集（“各災害対策班”）

大規模地震が発生した場合、市や防災関係機関の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模、及び災害救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるが、そのためには早い段階で被害規模を把握することが重要である。

（1）被害中心地及び被害規模の推定

災害対策本部は国・県等と連携してリエゾン*¹や TEC-FORCE*²を受入れつつ、災害発生直後における概括的な被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ搬送または来院している負傷者の状況等の被害規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

（*1 リエゾン・・・大規模災害時に、国土交通省から被災地方公共団体（自治体）に、情報収集、連絡要員として派遣される災害対策現地情報連絡員。）

（*2 TEC-FORCE・・・地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害に対応するため、被災地方公共団体（自治体）等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速な実施するために国土交通省に設置された緊急災害対策派遣隊。）

(2) 初動初期における災害情報の収集(第一報)

市は、防災行政無線、消防無線等を活用して、消防団や自治会、自主防災組織、住民等からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の早期把握に努める。

なお、地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

《地震直後に必要な優先情報の種別》

- a. 地震・津波情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- b. 人命救助、人的被害に係る情報
- c. その他初動対策に係る情報

これらの被害情報は、周辺で感知できる範囲もしくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。また、自衛隊(震度5弱以上の場合)、警察等が実施するへりによる上空からの情報の収集、あるいは必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

(3) 被害情報の把握内容

各班は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《被害初期情報の把握内容》

- a. 人的被害、家屋等の建物被害状況
- b. 津波浸水や土砂災害の発生状況、災害の規模(広範囲、局所的)
- c. 住民の行動・避難状況
- d. 救出・医療救護関係情報
- e. 交通機関の運行・道路の状況
- f. ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- g. 防災関係機関の対策実施状況
- h. その他必要な被害報告

2. 災害情報の収集・報告計画

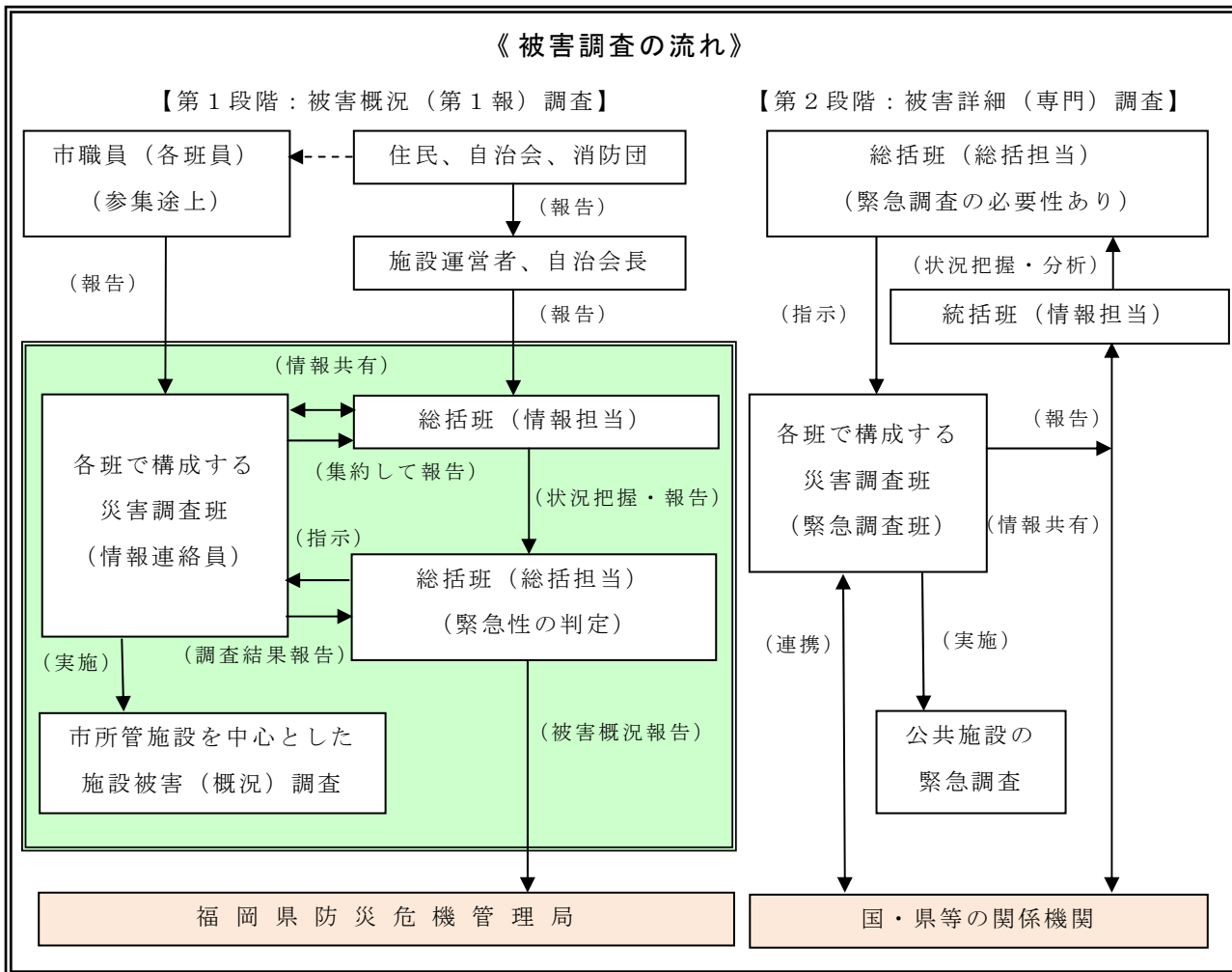
(1) 情報の収集・集約：“総括班(情報担当)”

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり、その結果を“総括班(情報担当)”に報告する。なお、この報告にあたっては、予め定めた“情報連絡員”が行うものとする。

また、“総括班(情報担当)は、適切な情報管理を行うため、各班と連絡を密にしておくものとする。

(2) 災害調査係等の編成

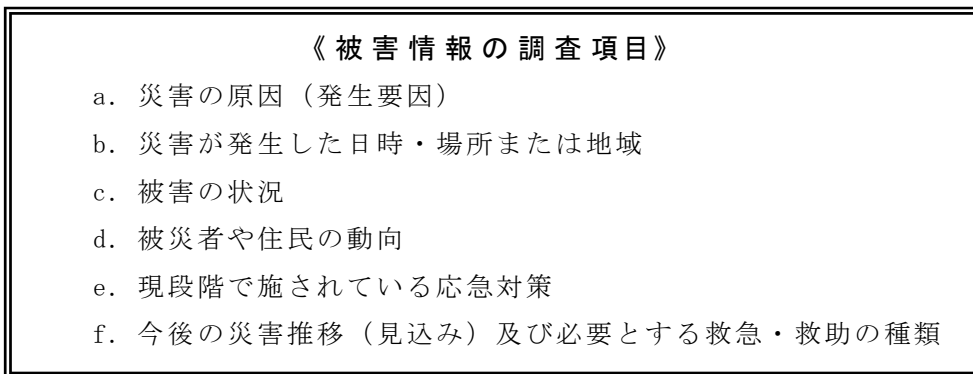
各班は、災害が発生したときは、直ちに技術職員等からなる“災害調査班”を編成し、各所管する施設(住家、土木施設、農林水産物、農林水産業用施設、商工業施設等)の被害概況を調査する。



(3) 災害情報の収集、調査要領

災害情報の収集・調査にあたっては、以下の事項に留意して被害状況を的確に収集・調査する。

1) 主な情報項目



2) 各班は、災害発生と同時にそれぞれの所属する班の災害状況について調査、収集を行う。この場合、関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得ながら実施するものとする。

3) 情報の収集等に迅速正確を期すため、あらかじめ定める報告様式、調査要領、連絡方法等に従い報告する。

- 4) 各班において被害の程度及び状況がわかるような写真の撮影を行い、“**総括班**(情報担当)”に提出する。
 - 5) 各地区での情報収集活動
夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、“**避難所担当者**”が中心となって、地元の消防団、自主防災組織等と連携して被害状況の収集を行う。
 - 6) “**総括班**(情報担当)”は、所轄警察署及び消防本部と密に連絡を図り、被害情報の収集にあたるものとする。
 - 7) 被害規模や発災時刻によっては、具体的な調査が困難な場合もあるので、自主防災組織等の当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても平均世帯により計算し即報する。
 - 8) 自主防災組織は、地域内に発生した災害や被害の状況を、迅速かつ正確に把握して市や防災関係機関へ報告するとともに、市が発する避難準備情報、避難勧告や避難指示等の情報を住民に伝達するなど、的確な応急活動の実施に努める。
 - 9) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所・氏名・年齢等を速やかに調査する。
 - 10) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が困難なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及び関係機関に応援を求めて実施する。
 - 11) 被害認定基準
被害状況調査にあたっては、第Ⅲ編第1章第5節「災害救助法適用計画」に示す「被害認定基準」に基づき判定するものとする。
- (4) 応急対策活動情報の市・県間の連絡
市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等と併せて、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第2項 被害情報の伝達・報告

地震・津波災害における被害情報の伝達・報告は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第2節「被害情報等収集伝達計画」に準ずる。

第3項 被害情報の報告基準

地震・津波災害時における被害情報の報告基準は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第2節「被害情報等収集伝達計画」に準ずる。

第4項 通信計画

地震・津波災害時における通信計画は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第2節「被害情報等収集伝達計画」に準ずる。